

とやま伝統産業プロデューサー人材育成プログラム運営業務委託に係る公募型プロポーザル 質問への回答

	質問	回答
1	プログラムの受講生に、伝統工芸に従事する職人(問屋や営業担当者ではなく)も対象としておりますでしょうか。	伝統工芸に従事する職人も含め、富山県の伝統工芸の活性化に意欲のある方を対象としております。
2	業務「(2) 受講者と講師陣等とのネットワーク構築②」に記載されている「研修交流会」は、業務「(1) プロデューサー人材の育成」で実施する「プログラム(年4回以上)」と同日に開催することは可能でしょうか。	可能です。
3	業務「(2) 受講者と講師陣等とのネットワーク構築」の「事業計画」は、契約後に策定する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、現時点で想定があれば記載いただければと思います。
4	「受講料は30,000円に設定し」について、受講者は4回程度のプログラムに全てに参加が必須で通しの受講料としての30,000円でしょうか。	お見込みのとおりです。 (ご都合により参加できない回があった場合も、受講料は30,000円となります。)
5	受講料30,000円の徴収は必須条件でしょうか。受講料を委託者で設定することは可能でしょうか。	受講料30,000円の徴収は必須条件です。
6	「受講料は 30,000 円に設定し、委託料と相殺することで富山県への納入は求めない。」について、集めた受講料の合計分を委託費350万円の一部に充てるということでしょうか。委託費350万円に追加で事業費に充てるということでしょうか。	受講料の合計分を委託費(350万円以内)の一部に充てることになります。